

堺市立柁文化会館利用料金表

利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別 \ 時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
ホール	平日	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日 (使用しようとする日の 2 ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日 (以下「休日等」という。)	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	土・日・休日 (使用しようとする日の 2 ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	4,680	7,790	9,360	12,470	17,150	21,830
集会室等	第 1 講座室	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第 2 講座室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第 3 講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第 4 講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第 1 会議室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第 2 会議室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室 1	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室 2	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	楽屋 (洋室)	310	510	620	820	1,130	1,440
楽屋 (和室)	310	510	620	820	1,130	1,440	

特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

(2) 第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る使用料及び第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る使用料

(単位 円)

種別	使用料	
ホール	平日	6,480
	休日等	7,800
研修室	650	
視聴覚室	960	

音楽室	960
楽屋(洋室)	160
楽屋(和室)	160

ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 使用料の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき使用料を加算、減算する。

条件	使用料	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1)基本料金の表に記載のとおり	練習に限る

備考 1 使用区分毎に予約した場合と2使用区分もしくは3使用区分通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

別表第2

附属設備使用料金

種別 区分	器具名等	数量	料金	備考
舞台 設備	反響板	1 式	3,130	人件費は別
	スクリーン	1 式	1,030	
	ピアノ	1 台	8,370	調律料は別
	ピアノ (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)	1 台	2,510	調律料は別
	指揮台	1 台	310	譜面台付き
	所作台	1 式	5,230	人件費は別
	平台	1 式	2,080	
	演台	1 台	510	

	譜面台	1 台	100		
	金びょうぶ	1 双	2,080		
	ひもうせん	1 式	510		
	あかね	1 式	510		
照明 設備	A セ ット	シーリングスポットライト	1 組	7,330	
		ボーダーライト	2 列		
		フロントスポットライト	2 組		
		フォロースポットライト	2 台		
	B セ ット	シーリングスポットライト	2 組	12,560	
		ボーダーライト	4 列		
		フロントスポットライト	4 組		
		フォロースポットライト	2 台		
		シーリングスポットライト	1 組	2,500	
		フロントスポットライト	1 組	1,030	
		クセノンピンスポットライト	1 台	3,130	
		フォロースポットライト	1 台	1,030	
		スポットライト 500W	1 台	310	
		スポットライト 1kW	1 台	510	
	フットライト	1 列	620		
	ボーダーライト	1 列	1,030		
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,250		
	ローアホリゾンライト	1 列	1,250		
	効果器	1 台	1,250		
音響 設備	レコードプレーヤー	1 台	1,030	レコードは別	
	テープレコーダー	1 台	2,080	テープは別	
	カセットデッキ	1 台	1,030	テープは別	
	マイクロホン	1 本	1,030		
	ワイヤレスマイク	1 チャンネル	2,080		
	はねかえりスピーカー	1 式	2,080		
	拡声装置	1 式	4,180		
その他 の設備	シャワー室	1 室	510		

備考

1. 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに 1 回として計算する。
2. その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。